

春の叙勲・危険業務従事者叙勲

受章おめでとう
ございます

栄えある平成24年春の叙勲および第18回危険業務従事者叙勲の市内の受章者をご紹介します。(広報誌への掲載を了解いただいた方のみ・順不同)

春の叙勲

《瑞宝小綬章》 教育功勞

佐々木 善澄さん 元公立養護学校校長

危険業務従事者叙勲

《瑞宝单光章》 防衛功勞

奥山 強さん 元3等陸尉

久阪 雅春さん 元3等陸尉

福場 信夫さん 元3等陸尉

横井 宗夫さん 元准陸尉

〒行政課 ☎(25) 8000

個人情報保護制度・情報公開制度の利用状況

《個人情報保護制度》

個人情報保護制度は、市が保有している個人に関する情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めたものです。

市が保有している自分に関する情報を知りたい時には、この情報の開示を請求することができます。また、その情報について、内容が異なるときは、訂正または削除の請求をすることができます。

▼平成23年度中 個人情報の開示 (件)

実施機関	請求件数	開示	非開示	訂正	削除
市長	6	4	2	0	0

《情報公開制度》

情報公開制度は、皆さんの「知る権利」を保障するため、市が保有している情報を広く公開、提供する制度です。

皆さんの請求により、市が持っている公文書を公開することで、市民の皆さんの市政への参加を進め、より身近で開かれた市政を目指しています。

情報公開では、市が保有する情報はすべて公開することが原則ですが、個人の情報や公共の利益を守るために、例外的に公開できない情報もあります。

▼平成23年度中 公文書の公開 (件)

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	取扱い		
					うち不存在	取下げ	不服申立
市長	50	23	17	10	10	0	0
教育委員会	14	4	8	1	1	1	0
高島病院	10	6	3	1	1	0	0
消防本部	1	0	1	0	0	0	0

☎生活相談課 ☎(25) 8125

協働のまちづくりを推進していくためには、市民の皆さんと情報を共有していくことが何よりも重要です。

そのため、提供すべき情報は、積極的に「情報提供」していきます。

平成23年度下半期

住民基本台帳の閲覧状況

平成23年10月1日から平成24年3月31日までに実施した住民基本台帳の閲覧状況は次のとおりです。

住民基本台帳法の閲覧は、国・地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合や、統計・世論調査等で営利目的以外の公益性の高い場合に限られ、その閲覧状況を公表することが義務づけられています。

☎市民課 ☎(25) 8018

●個人または法人による閲覧

(平成23年10月1日～平成24年3月31日)

1	申出者および委託者 利用目的 閲覧日 閲覧範囲	申出者：社団法人 中央調査社 委託者：NHK放送文化研究所 健康に関する国際比較調査 平成23年10月12日 今津町松陽台の16歳以上の男女
2	申出者および委託者 利用目的 閲覧日 閲覧範囲	申出者：株式会社 サーベイリサーチセンター 委託者：総務省 平成23年通信利用動向調査 平成23年12月13日 今津町浜分・南新保・角川・松陽台、安曇川町横江・西万木、新旭町饗庭の20歳以上の男女
3	申出者および委託者 利用目的 閲覧日 閲覧範囲	申出者：株式会社 サーベイリサーチセンター 委託者：日本放送協会 テレビ放送に関するアンケート 平成24年1月5日、19日 安曇川町青柳・上小川、高島市鴨・鴨川平一丁目・鴨川平二丁目の16歳以上の男女
4	申出者および委託者 利用目的 閲覧日 閲覧範囲	申出者：社団法人 新情報センター 委託者：内閣府経済社会総合研究所 生活の質に関する調査 平成24年2月22日 今津町松陽台一丁目の15歳以上の男女

社会教育(共育)研修会

子ども社会の現実を知る。
そして、私たちがすべきこと

子ども社会の現実を知り、家庭・学校・地域が連携して、豊かな心を育んだ未来を担う子どもたちを育て、私たちも共に育つための研修会を開催します。
いじめ問題など、学校だけの問題にとらえず、今まで我々大人が何をしてきたのか、何を忘れてたのかを考え、家庭や地域の教育力、人とひととのつながりを再確認します。

▼内容

《パネルディスカッション》

家庭・学校・地域それぞれの分野で活躍いただいている方々に、取り組みや集団活動の中での子どもの行動などをお話しいただき、子ども社会の現実を知る。

▼日時

6月16日(土) 13時～16時

▼場所

安曇川公民館

▼定員

200人

▼参加費

無料

▼その他

託児を希望される方は、6月8日(金)までに、社会教育課へお申し込みください。

《講演》

「今、私たちがすべきこと」
(講師) 立命館大学

産業社会学部

野田正人 教授

☎市民課 ☎(25) 4457